

# お知らせコリナ

## 浦河税務署から 確定申告のお知らせ

令和7年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日(月)から3月16日(月)までとなります。

※贈与税の申告書の受付は、2月2日(月)から3月16日(月)までとなります。

議渡所得・贈与税に関するご相談は、毎週月曜日から木曜日の午前中に限り専門職員がりモート(We b相談)で対応いたします。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、自宅等でスマホやパソコンなどから、申告書等を作成し、e-Taxで提出することができますので、是非ご利用ください。

なお、確定申告会場での相談を希望される方は、LINEによるオンライン事前予約にてお受けします。

また、申告書等の作成に当たっては、次回以降の申告をスムーズに行っていたらくため、マイナンバーカードを利用したスマホ申告をご案内しています。マイナンバーカードを用いたスマホ申告を行うためには、マイナンバーカードのほか、カード発行時に設定したパスワード(利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書)が必要となりますので、事前に確認をお願いします(マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください)。

○開設期間

2月16日(月)～3月16日(月)  
※平日の午前9時～午後2時

○相談受付時間  
非、オンライン事前予約をご利用ください。

○相談受付時間  
平日の午前9時～午後2時

○相談受付時間  
※昨年から変更となつております。

○お問い合わせ先  
浦河税務署  
☎ 0146・22・4131  
QRコード

○確定期間  
浦河税務署  
(浦河町大通5丁目86番4)  
LINE公式アカウントはこちら  
すのでご注意ください。

○お問い合わせ先  
浦河税務署  
☎ 0146・22・4131  
QRコード

2月22日は  
「行政書士記念日」です  
氏名 住所 電話(0146)  
湯川 剛 本町74-10 47-3249  
山口 益 北星町8-36 47-2598  
※リストは新冠町所在事務所の行政書士です  
北海道行政書士会日高支部  
日高郡新ひだか町静内木場町2-3-26  
菊地淳史事務所内 電話 0146-42-3806

2月22日は  
「行政書士記念日」です  
氏名 住所 電話(0146)  
湯川 剛 本町74-10 47-3249  
山口 益 北星町8-36 47-2598  
※リストは新冠町所在事務所の行政書士です  
北海道行政書士会日高支部  
日高郡新ひだか町静内木場町2-3-26  
菊地淳史事務所内 電話 0146-42-3806

KUMON  
2月無料体験学習まだ間に合います!  
公式式静内中央教室(幼稚~高校生)  
TEL:090-2698-0448(大友)静内吉野町  
mail:ootomo0401@docomo.ne.jp  
お気軽にご見学・お問合わせください♪

すぐに伺います!

※福祉用具レンタル・販売  
・歩行器・つえ・車いす・ベット 介護用品  
※住宅改修・手すり取付・段差解消など

福祉用具専門相談員のいる店  
新冠町北星町18-9  
(有)西村金物店  
01464-47-3122

地元から叶える  
“私の第一志望校”

小1 ▶ 高3  
小学校入学～高校卒業まで  
お任せください!!

▶ HPへ  
▶ QRコード

学習塾  
N.WILL  
〒 新ひだか町静内  
旭町1丁目1-10  
☎ 090-7224-4867

あなたの町のカー & ライフソーター!!

BRIDGESTONE カーケア&タイヤショップ  
ARENAスズキアリーナ新冠  
新冠郡新冠町中央町5-28 TEL. (47)-2820  
ココロも満タンに  
コスモ石油  
新和SS (47)-5011 新冠SS (47)-3830  
株式会社 伊藤商会

あなたの悩みに  
面談電話完全無料  
相談予約ダイヤル 0146-42-8373  
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)  
札幌弁護士会 ひだか弁護士相談センター

ひだか総合法律事務所  
弁護士 原 英士 (札幌弁護士会所属)  
弁護士 原 万里子 (札幌弁護士会所属)  
新ひだか町静内御幸町3-1-78-2F  
相談予約 0146-43-1206  
～ご遠慮なくご相談ください～  
平日10:00～18:00 (12:00～13:00を除く)

電気のご使用開始には  
通電作業が必要となります

令和8年5月から、引越しなどによる電気の使用は、ほくでんによる電気の使用開始には、ほくでん

・自動車を使用しなくなつたとき(抹消登録)  
令和8年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするため、3月中に手続きをお願いします。

変更登録が間に合わないときは、道税ホームページの『自動車税種別割住所変更手続』から納税通知書の送付先の変更をしてください。

札幌道税事務所自動車部

・自動車を使用しなくなつたとき(抹消登録)  
令和8年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするため、3月中に手続きをお願いします。

変更登録が間に合わないときは、道税ホームページの『自動車税種別割住所変更手続』から納税通知書の送付先の変更をしてください。

札幌道税事務所自動車部

・自動車を使用しなくなつたとき(抹消登録)  
令和8年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするため、3月中に手続きをお願いします。

変更登録が間に合わないときは、道税ホームページの『自動車税種別割住所変更手続』から納税通知書の送付先の変更をしてください。

札幌道税事務所自動車部

・自動車を使用しなくなつたとき(抹消登録)

令和8年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするため、3月中に手続きをお願いします。

札幌道税事務所自動車部

・自動車を使用しなくなつたとき(抹消登録)

令和8年度の自動